

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第114号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び庶務係長」を「，庶務係長及び知恵産業推進係長」に改め，同条第5項中「，担当課長，」を「又は」に改め，「，担当課長補佐又は担当係長」を削る。

第3条第5項中「，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，」を「並びに」に，「担当係長」を「知恵産業推進係長」に改め，同条中第8項を第9項とし，第7項を第8項とし，第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 課長補佐は，副室長又は研究部長が定める事務について副室長又は研究部長を補佐する。

第4条第4項本文中「，担当課長補佐」を削り，「担当係長」を「知恵産業推進係長」に改め，同項ただし書中「又は担当課長」及び「，担当課長補佐」を削り，「担当係長」を「知恵産業推進係長」に改める。

第6条中「研究部長，担当課長」を「研究部長」に改め，「，担当課長補佐」を削り，「担当係長」を「知恵産業推進係長」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)